

## TCN iPad レンタルサービスご利用規約

この利用規約は、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます）と当社が提供する iPad 端末（以下「通信機器」といいます）のレンタルサービス（以下「本件サービス」といいます）を利用する者（以下「利用者」といいます）との間に締結される契約（以下「本契約」といいます）に適用するものとします。

### 第1条（用語の定義）

本利用規約における用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「終了月」とは、利用者が当社に対し本件サービスの利用を終了する旨の通知をし、「返却された通信機器を当社が受領した月」を指すものとします。
- (2) 「月額利用料」とは、料金表に定める各商品ごとの月額レンタル料金を指すものとします。

### 第2条（本契約の成立）

本契約は、本件サービスを利用しようとする者が、本利用規約及び「ご利用上の注意」等の記載事項を承諾の上、当社所定の手続きによる利用申込を行い、当社がその利用申込を承諾することをもって成立するものとします。

2 次の各号の場合には、当社は、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 利用者の希望する通信機器の在庫状況により、本件サービスの提供が困難であるとき
- (2) 利用者が本契約に違反し、または違反する恐れがあるとき

### 第3条（通信機器の受渡及び返却）

通信機器の受渡は、当社の指定業者が申込書記載の住所へ直接届けるものとします。その際、輸送中の事故または遅延等により、通信機器を開始予定日または指定時間内にお届けできない場合でも、当社はその責を負いません。

2 利用者は、通信機器受取後ただちに内容を確認するものとします。受取後 48 時間以内に利用者から当社に対し連絡のない場合、正常な状態で受け渡されたものとみなします。

3 通信機器の返却は、原則として、当社の指定業者が申込書記載の住所へ受取に行くことにより行うものとします。当社が認めた場合には、利用者の指定する方法で返却することも可能ですが、その場合には、返却にかかる費用は利用者負担となり、その際、送料分の減額は一切致しません。

4 月末を過ぎてからの返却は、終了月が翌月となるため、翌月までの月額利用料をお支払い頂きます。

5 当社は、返却時に他の物品が取り付けられていた場合及び通信機器にデータ等が残されていた場合、利用者の承諾なしにそれを破棄することができるものとします。

### 第4条（料金の支払方法）

料金の支払は、利用者が指定する利用者名義のクレジットカード（以下「指定カード」といいます）

にて、自動的に決済します。

- 2 指定カードに本件サービスに係る料金を請求するにあたり、特別な承諾は必要ありません。
- 3 指定カード発行元が指定カードの取扱いを拒んだ場合、当社は、本契約を取消しいたします。

#### 第5条（本件サービス利用の終了）

利用者は、本件サービスの利用を終了する場合には、ただちにその旨を当社に通知するものとします。

#### 第6条（最低利用期間）

最低利用期間は3年間（36箇月）とします。

- 2 最低利用期間内に本件サービスの利用を終了する旨の通知があり、通信機器が返却された場合には、途中解約となります。この場合、解約までの利用期間に応じ、料金表に定める途中解約違約金をお支払い頂きます。

#### 第7条（通信機器の管理及び滅失・毀損等）

利用者は、当社指定の利用方法に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、通信機器を利用・保管するものとします。

- 2 利用者は、通信機器の受渡から返却までの間に、盗難・滅失または毀損（以下「盗難等」といいます）が発生したときは、ただちに当社にその旨を通知するものとします。この場合、利用者は、当社に対し、当該通知をした月を終了月として、終了月までの月額利用料及び利用期間に応じた途中解約違約金を支払うものとします。
- 3 前項の支払いに関し、指定カードでの決済後、盗難等した通信機器が発見・回復された場合でも、当社は、既に支払われた料金は返還しないものとします。
- 4 当社は、代替品または同等品による弁済は受け付けません。

#### 第8条（通信機器の修理）

利用者は、利用者の過失によって通信機器を損傷させた場合、当社にのみ修理依頼が出来るものとします。また、その際には別途料金表に定める修理料金をお支払い頂きます。

ただし、サービスの開始後6ヵ月以内で且つ自然故障と認められるものについては当社にて無償修理を行います。

- 2 通信機器の修理を行う場合には利用者によって通信機器に保存された一切の設定・データの消去に同意をいただきます。

- 3 利用者は、通信機器の修理の期間中について当社より代替通信機器の貸与を受ける権利があります。

#### 第9条（禁止事項）

利用者は、通信機器に他の物品を取り付けたり、通信機器の改造または性能の変更を行ってはなりません。

2 利用者は、通信機器及び当社に対する権利を第三者に譲渡、質入、転貸したり、その他通信機器に関わる権利を侵害する行為をしてはなりません。

#### 第10条（特約）

利用者は、次の各号に定める事項を承諾の上で本契約を締結するものとします。

- (1) 通信機器は、精密機器のため通常の使用下でも故障すること、また消耗品を含むため劣化することがあります。
- (2) 当社は、前号の場合に生じた損害について当社の故意又は重過失である場合を除き、一切の責を負いません。
- (3) 当社は、当社の故意又は重過失である場合を除き、利用者が通信機器を利用できなかったことによる損害は補償いたしません。

#### 第11条（本契約の解除）

当社は、利用者が次の各号の事項のいずれかに該当した時は、通知・催告をせず直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 申込内容に偽りがあった場合
- (2) 利用者の信用状態が著しく悪化したとき
- (3) 本利用規約に違反したとき
- (4) 通信機器の使用目的が公序良俗に照らして適当でないと判断されるとき

2 前項の解除があった場合は、利用者は、直ちに通信機器を当社に返却するほか、解除によって生じた一切の損害ならびに債務を負担するものとします。

#### 第12条（本利用規約の変更）

当社は、必要に応じ、本利用規約（料金表を含む）を予告なく変更できるものとし、この場合、利用者は変更後の規約に従うものとします。

2 前項の変更を行った場合には、当社は、当社ホームページにおける公表その他当社が適当と判断する方法により、利用者に周知します。

#### 第13条（協議）

この利用規約に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合には、当社及び利用者は誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

#### 第14条（合意管轄裁判所）

本利用規約および本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 平成 26 年 5 月 9 日より適用します。

## 料金表

### <月額利用料>

商品名	月額利用料	最低利用期間における支払回数	最低利用期間満了時支払総額
iPad Air Wi-Fi 16GB スペースグレイ/シルバー	¥1,674 (税抜¥1,550)	36回	¥60,264 (税抜¥55,800)
iPad mini Retina Wi-Fi 16GB スペースグレイ/シルバー	¥1,458 (税抜¥1,350)	36回	¥52,488 (税抜¥48,600)

### <途中解約違約金>

商品名	利用期間		
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満
iPad Air Wi-Fi 16GB スペースグレイ/シルバー	¥55,000 (不課税)	¥38,000 (不課税)	¥19,000 (不課税)
iPad mini Retina Wi-Fi 16GB スペースグレイ/シルバー	¥49,000 (不課税)	¥33,000 (不課税)	¥17,000 (不課税)

※「不課税」と表記のあるものについては、消費税をいたしません。

### <修理料金表>

商品名	修理料金 (一律)
iPad Air Wi-Fi 16GB スペースグレイ/シルバー	¥33,933 (税抜¥31,420)
iPad mini Retina Wi-Fi 16GB スペースグレイ/シルバー	¥29,268 (税抜¥27,100)

※いかなる損傷状態にも関わらず修理料金は一律となります。